

1 事業名

所沢市消防団条例の一部改正

2 事業の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われたことを踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人の規定を削除するため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

ダイアプラン 5 市のうち、欠格条項に成年被後見人等を規定している日高市及び飯能市においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第92号 所沢市消防団条例の一部を改正する条例

(欠格条項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 略

(2) 第10条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 略

(分限)

第9条 略

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 第8条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 略

(欠格条項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 略

(3) 第10条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 略

(分限)

第9条 略

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 略